

Express

Case Analysis Edition

Case Analysis Edition

【法律コラム／法律专栏】

2019 年第 28 回

[2019 年 10 月 20 日]

6

本 EXPRESS の著作権は弊所に属するもので、書面許可を得ずに、印刷、転載、抄録編集、翻訳をすることはできません。

《EXPRESS》是由里格律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等。



A&Z Law Firm

里格法律事務所

上海 Shanghai / 大連 Dalian / 北京 Beijing / 武漢 Wuhan / 東京 Tokyo

外国人の不法就労リスクへの対応

上海リーグ法律事務所
パートナー弁護士 張 磊
顧問 大西康雄

現行の出入国管理法である「中華人民共和国出入境管理法」(2013年7月1日施行。「入管法」)は、中国公民の出入国手続きのほか、外国人に対する各種ビザの内容、居留許可の種類と要件など広範な内容を含んでいる。本稿では、このうち、外国人が中国国内で就労する場合に求められる手続きを再確認し、これに違反した場合のリスクについて紹介する。「入管法」施行後6年が経過した現在でも、こうした不法就労の処罰例が散見される現実があり、日系を含む外資系企業は注意しなければならないと思われる。

「入管法」では、外国人の国内就労に際しては、就労許可及び就労類居留証を取得することが義務付けられている。雇用側からみれば、これらを未取得の外国人を雇用してはならないこととなっている。現行制度では下記の順に許認可・証書を所得することが必要である。

- 1) 就労許可通知: 中国国内の企業が申請し、外国専門家局が発行
- 2) 就労ビザ: 中国国外で申請し、外国駐在の中国大使館・領事館が発行
- 3) 就労許可証: 中国国内の企業が申請し、外国専門家局が発行
- 4) 就労類居留許可: 外国人が入国後に申請し、出入国管理局が発行

上記のうち(3)(4)の手続きは、当該外国人入国後に行われるため、これらの手続きが終了しないうちに働き始める(就労する)と不法就労と認定され、処罰は免れない点に注意が必要である。

不法就労に対する法的責任は重い。「入管法」によると罰金、留置、強制送還などがある。

- 1) 不法就労の外国人への処罰

5千元以上2万元以下の罰金。事情が深刻な場合、5日以上15日以下の留置に処するほか、併せて5千元以上2万元以下の罰金を課す。さらに深刻な場合は国外送還されることもある。

- 2) 違法に外国人を雇用した事業者への処罰

違法雇用一人につき1万元、総額が10万元を超えない罰金を科し、違法所得がある場合はそれを没収する。

また、公安機関が不法就労を調査する方法は主として以下の3つがあり、これを知っておくことにも意味があろう。

- 1) 会社内部人員による違法事案の通報
- 2) 公安機関による電話などでのヒヤリング調査、会社立ち入り調査
- 3) 会社が提出した公的資料からの疑問点発見

最後の(3)は、たとえば、納税記録を照会して就労許可証と居留許可証取得前に納税が発生していることが明らかとなり違法が発覚するケースなどである。なお、公安機関が不法就労を認定するに際しては、次の3要素が考慮、確認される。(1)当該外国人の勤務先(名刺、組織図など)、(2)当該外国人の雇用主(会社内部の審査手順表や業務報告対象など)、(3)当該外国人への給与の支給者(納税証明書や社会保険納付記録)。このように、公安機関は多様な調査手段を持っており、また確認される内容の範囲も広い。

最後に、日系を含む外資系企業の対応について注意点をまとめておこう。現在、日系企業は外国人を雇用する場合、事前に関連許可を取得する必要があるという要求を基本的に了解しているが、各種の原因で、依然として処罰される可能性があると考えられる。当所の経験によれば、下記の場合にこのような問題が特に発生しやすいと思われる。

- 1) 外国人就労の利便性を向上するために、一部の地方は、外国人が就労ビザ以外のビザ(例えば、Mビザ、即ち貿易類ビザ)をもって入国後に、直接就労許可及び居留許可を申請すること(即ち、上記の就労ビザを要求しない)を承認する可能性がある。上海は現在こうした便宜的措置を取っている。そのような政策によると、外国人が就労ビザ以外のビザで入国し、就労許可及び就労居留許可の手続きが終了していないうちに、現地法人で働き始めたり、現地法人が当該外国人に賃金を支払い、納税をするといった事態が発生する可能性がある。しかし、これは明らかに違法になると考えられる。
 - 2) 現在の行政手続きの実際状況によれば、外国人は就労ビザを取得して中国に入国した後に就労許可証及び就労居留許可の手続きを行う必要がある。その場合、現地法人及び外国人は就労ビザ及び就労許可を取得すれば働き始めることができると勘違いする可能性がある。しかし実は、就労居留許可の手続きが終了しないと、外国人の中国での就労は合法にならない。
- ※、(1)、(2)の場合、一番適切な対応は、就労許可証、就労類居留許可の取得前には、当該人は海外会社の名義をもって海外会社と関係がある事業及び業務に従事し、現地法人での名刺を印刷、利用せず、賃金も現地法人から直接支払わないということだと考えられる。
- 3) 現地法人本社に直接採用された外国人が、本社で就労許可証及び居留許可を取得した後、他の都市にある子会社へ派遣された場合、本人と現地法人は関連手続きが終了しているので問題がないと勘違いする可能性があると思われる。しかし実は、現行の規定及び実務によれば、外国人の就労許可及び居留許可は同一都市に統一しなければならず、且つ実際上には所属地で管理されることになる。従って、現地法人と子会社が同一都市でなく、外国人を他の都市にある子会社へ長期的に派遣する場合、子会社の名義で現地で就労許可及び居留許可の手続きを行う必要がある(短期間の出張を除く)。

実務上では上記した以外の状況が発生する可能性があるため、就労者が入国する前や、いかなる問題があるか明らかでない場合、弁護士など法律専門家に対応策を相談しておいた方が良い。また、公安機関に調査された場合もただちに弁護士に連絡し、処罰回避などリスクヘッジについて確認することが望ましいであろう。

※本「**EXPRESS(法律コラム)**」は、毎月5日、15日と20日にお送りさせて頂いております。本電子刊行物の著作権は弊所に属するもので、書面許可を得ずに、印刷、転載、抄録編集、翻訳をすることはできません。

「**EXPRESS**」についてのご意見やご提案、ならびに本誌の受信をご希望されない場合は、お手数ですが、下記の方法にて当所までご連絡ください。速やかに対応をさせていただきます。

すでに当所のサービスをご利用のお客様につきましては、委託される弁護士または担当スタッフに直接ご連絡いただいても結構です。

A&Z Law Firm

里格法律事務所

上海 Shanghai / 大連 Dalian / 北京 Beijing
/ 武漢 Wuhan / 東京 Tokyo

URL: www.A-ZLF.com.cn

E-Mail: info@A-Zlf.com.cn

【上海】

上海市南京西路1515号静安嘉里中心二座2001-2002室

Tel : +86-21-5466-5477

Fax : +86-21-5466-5977

【大連】

大連市西崗区中山路147号森茂大厦2104室

Tel : +86-411-8367-1183

Fax : +86-411-8367-1283

【北京】

北京市朝阳区亮马桥第三使馆区外交オフィスビル E座1710室

Tel: +86-10-8531-7348

Fax: +86-10-8531-7377

【東京】

日本東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング6階

Tel : +81-3-4590-6672

※本《**EXPRESS(法律专栏)**》在每月5日、15日和20日发送。本电子刊物的版权属于里格，未经里格的书面许可，不得印刷、转载、摘抄、编辑和翻译。

如果您有任何意见与建议或者您希望不再收到《**EXPRESS**》，请与我们联系。通过以下联系方式和里格联系，里格将进行迅速的回应。

对于里格的固定客户，里格推荐其直接与所属的负责律师或客户担当人员直接联系，里格将及时予以应对。

A&Z Law Firm

里格律师事务所

上海 Shanghai / 大连 Dalian / 北京 Beijing
/ 武汉 Wuhan / 东京 Tokyo

URL: www.A-ZLF.com.cn

E-Mail: info@A-Zlf.com.cn

【上海】

上海市南京西路1515号静安嘉里中心二座2001-2002室

电话: +86-21-5466-5477

传真: +86-21-5466-5977

【大连】

大连市西岗区中山路147号森茂大厦2104室

电话: +86-411-8367-1183

传真: +86-411-8367-1283

【北京】

北京市朝阳区亮马桥第三使馆区外交办公大楼 E座1710室

电话: +86-10-8531-7348

传真: +86-10-8531-7377

【东京】

日本东京千代田区丸の内2-2-1岸本大厦6F

电话: +81-3-4590-6672